

令和6年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく 設置者による測定結果について

令和7年8月1日
川口市環境部環境保全課

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第4項の規定に基づき、廃棄物焼却炉などの特定施設の設置者が測定した令和6年度中のダイオキシン類濃度（排出ガス、排出水、ばいじん、燃え殻）の報告結果をとりまとめましたので公表します。

1 特定施設の設置状況

（1）大気基準適用施設の設置状況

令和7年3月31日現在、廃棄物焼却炉などで大気基準が適用される特定事業場とその施設の数 は表1のとおりです。

表1 大気基準適用施設の設置状況

号番号	特定施設の種類		特定事業場数	施設数
2	製鋼用電気炉		1	1
5	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/h 以上	2	5
		焼却能力 50kg/h 以上 100kg/h 未満	1	1
	合計		4	7

(2) 水質基準対象施設の設置状況

令和7年3月31日現在、廃ガス洗浄施設などで水質基準が適用される特定事業場とその施設の数 は表2のとおりです。

表2 水質基準対象施設の設置状況

号番号	特定施設の種類	特定事業場数		施設数
			うち報告対象事業場数	
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん装置	2	0	3
	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの			2
	合計	2	0	5

※ 報告対象事業場は、特定施設からの排水を公共用水域に排出している事業場。

2 測定結果の概要

(1) 排出ガス

表1の報告対象施設7施設において報告があり、表3のとおり、いずれの施設も排出基準に適合しています。

表3 排出ガスの測定結果（大気基準適用施設）

号番号	特定施設の種類		報 告 施設数	測定結果 (ng-TEQ/ m ³ N)		施設の排出基準	
				最小～最大	平均	新設	既設
2	製鋼用電気炉		1	0.048	0.048	—	5
5	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/h 以上	5	0.000000060 ～0.061	0.0095	0.1	1
		焼却能力 50kg/h 以上 100kg/h 未満	1	0.049	0.049	5	—
	合計		7				

※ 毒性等量がすべて定量下限値未満だった場合、測定結果を0として算出する。

「—」は、本市に排出基準に該当する施設が設置されていないことを示す。

既設：既設の大気基準適用施設を示す。製鋼の用に供する電気炉及び廃棄物焼却炉（焼却能力200kg/h以上又は火格子面積2㎡以上）にあつては、平成9年12月1日までに設置または設置工事がされている施設。

それ以外は、平成12年1月15日までに設置または設置工事がされている施設を示す。

新設：大気基準適用施設で既設以外の施設を示す。

単 位	解 説
ng (ナノグラム)	10億分の1グラム
TEQ (毒性等量)	ダイオキシン類の中で最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1とする換算係数(TEF)を用いて、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した値
m ³ N	温度が0℃で、圧力が1気圧(101.3kPa)の状態に換算した排出ガス量(立方メートル)

(2) ばいじん・燃え殻

表1の廃棄物焼却炉のうち、報告対象施設6施設において報告があり、表5のとおり、いずれの施設も、ばいじん、燃え殻とも処理基準に適合しています。

表5 ばいじん・燃え殻の測定結果（廃棄物焼却炉）

測定対象試料	報 告 事業場数	測 定 結 果 (ng-TEQ/g)		処理基準
		最小～最大	平 均	
ばいじん	3	0～0.80	0.24	3
燃え殻	3	0～0.00024	0.000058	3

※ 毒性等量がすべて定量下限値未満だった場合、測定結果を0として算出する。

単 位	解 説
ng (ナノグラム)	10億分の1グラム
TEQ (毒性等量)	ダイオキシン類の中で最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1とする換算係数(TEF)を用いて、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した値